

Title	俞致衡と穂積八束：朝鮮開化期における憲法の教科書
Sub Title	Yu Chi-hyong and Hozumi Yatsuka : a textbook on Constitutional Law in the enlightenment-era of Korea
Author	國分, 典子(Kokubun, Noriko)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1999
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.72, No.7 (1999. 7) ,p.23- 55
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19990728-0023

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

兪致衡と穂積八束

——朝鮮開化期における憲法の教科書——

- 一 はじめに
- 二 兪致衡の経歴
- 三 兪致衡『憲法』の目的と穂積八束の講義録
- 四 兪致衡『憲法』の構成における独自性
 - 1 国体の位置づけ
 - 2 公法私法の区分と国家の概念
 - (1) 国家人格説との関係
 - (2) 統治のあり方と臣民の地位
 - (3) 小結
- 五 おわりに

國
分
典
子

一 はじめに

一八七六年の開国後、朝鮮においては「近代化」の一環として、近代法の導入とそれに伴う法学教育が進められていった。甲午改革によって裁判所構成法が制定されたのを受け、司法官の養成のために、一八九五年には法官養成所が設立された⁽¹⁾。また、一九〇五年には普成専門学校（現高麗大学校）が設立され、法学の専門教育が目指された⁽²⁾。

このようななかで、朝鮮において憲法学も徐々にその形態を整えてゆくこととなった。講義の設置に伴って、憲法の教科書も相次いで出される。金孝全氏による当時の法律関係文献に関する詳細な調査によれば、一九〇七年に趙聲九の『憲法』⁽³⁾が、一九〇八年に、兪致衡、金祥演、朴勝彬の三人によるそれぞれ『憲法』と題する教科書が出ている。このうち、朴勝彬の『憲法』はいまだ入手できないが、他の三著についてはその内容に既に別の論稿で触れたことがある⁽⁴⁾。これらの教科書は著者たちの学んだ日本の憲法概論の内容をほぼ翻訳した形で書かれている。こうした状況については、当時同じく相次いで出された他の分野の教科書と大差はない。しかし、近代法および法学の受容過程で憲法学における特有の問題点は、これが当時の朝鮮の国家状況と密接な連関をもっていたということであった。勿論、他の法分野においても朝鮮の伝統社会秩序と西洋近代の生んだ法観念の摩擦が大きな意味をもっていたことは無視できない。しかし、憲法学における問題は、開国によって外圧と対峙せざるを得なくなった国家が「自主独立」の道を模索するなかで、国家概念をいかに定立するかはその後の国家の方向性にとって大きな政治的重要性をもっていたという点であった。さらにこの点に関連して、朝鮮には、憲法学が諸学校で講じはじめられた時点でいまだ憲法といえるような法が成立していなかったという問題があった。つまり、この時点の朝鮮においては、近代的な国家の基盤が形だけでもできあがる以前に、すなわち旧来の国家状況

の継続するなかで、国家概念を提示しなくてはならないという任務が憲法学に課されるという側面があったのである。

こうしたなかで『憲法』の教科書は、主に日本に留学した者ないその影響を受けた者の手によって作られた。これは当時すでに日本の朝鮮に対する関与が大きくなっていったこととともに、朝鮮の近代化を指導した開化派の多くが日本をモデルとした近代化を目指していた事によるものであると考えられる。先に挙げた四つの憲法の教科書のうち日本に留学した兪致衡と金祥演のものは、それぞれ穂積八束と副島義一の著書と極めて類似した内容を示している。日本で兪致衡が東京法学院（現中央大学）に、金祥演が早稲田に籍を置いたことを考えるならば、かれらがそこで聞いた講義を参考に自らの教科書を作り上げたことは容易に推測できる。しかし、それならば、かれらの教科書はたまたま留学した先でたまたま教えていた教授の講義の単なる翻訳とだけ捉えるべきものであるのか。たとえかなりの程度の偶然に作用されていたであろうとはいえ、日本の特定の学者の理論を学び、それを受容した際、かれらが本国に何を伝えようとしたのかを知ることが、当時の朝鮮の国家観を考える手がかりとなると思われる。

ここでは、この点につき、特に兪致衡の『憲法』がどのような性格をもっていたのかを考えてみたい。すなわち、一見翻訳に近い兪致衡の教科書とその元になった穂積の原典との比較を通して、当時の朝鮮留學生が穂積八束の憲法理論に果たしてどのような機能を見いだし、どのような国家概念を選択しようとしたのかを考察する。兪致衡のものを取り上げるのは、第一に、かれの依拠したのが穂積八束の理論であったという点で、特に朝鮮と日本の歴史的関係にとつては興味深い要素をもっているため、第二に、かれの教科書が穂積の教科書ないし講義録と類似してはいるものの微妙に異なった構成をとっている理由に基づく。また第三に、かれが日本で穂積憲法学に接した当時が、穂積自身、その理論を整備しつつあった時期にあつたという点でも、それが日

本の外でどう受け止められたかは重要な論点となり得る。なお付言するならば、兪致衡は、戦後大韓民国第一共和国憲法の草案を起草し、韓国憲法の父といわれる兪鎮午の父である。兪鎮午がどの程度父から影響を受けたかは別途論ずべき問題ではあるものの、この点でも、かれの教科書は韓国憲法思想の形成にとって興味深い意義をもっているといつてよいであろう。

二 兪致衡の経歴

兪致衡（一八七七一—一九三三）の生涯については詳細は不明であるが、若干の経歴を記しておく⁽⁵⁾。

かれは兪吉濬と同じ家系の出身であり、一八九五年三月に官費留学生として日本に留学した。慶應義塾普通科で一年半学んだ後、東京法学院に入学し、法学を三年間勉強して、一八九九年七月一二日に卒業している。また、その後、司法省や裁判所等において修習をしたとされている。かれの日本での生活は、その一部が日記として残っており、ソウル大学の法学研究所によって「兪致衡日記」として発表されている⁽⁶⁾。しかし、残っているのは、朝鮮を出発する時点から、同年一〇月二九日までの間の内容で、東京法学院に入学してからの生活は出てこない。

一八九九年一月三〇日に朝鮮に帰国し、当初私立の鉄道学校の教師をしていたようである。一九〇一年九月には、法部の法律起草委員に任命されたものの、すぐに職を解かれている。理由は不明である。その後、一九〇四年二月には駐英公使館三等参事官になるが、政情の変化に伴い、宮内府会計課長、制度局参事官、帝室貯政会議記事長などを勤め、一九〇七年月には修学院教官に任命された。また大東専門学校、普成専門学校にも出講している。かれはその後も一九一三年まで官僚としての道を歩んだが、一九一三年四月から韓城銀行に入って、取

締役まで勤め、一九三三年に五六歳でその生涯を終えた。

兪致衡は当時の他の多くの著者たちと同様、憲法のみを専門としていたわけではなく、他にも、物権法や海商法、経済学など多くの分野で講義ないし教科書執筆（または講述）を行っている。憲法についての叙述として現存するものは、ここで扱う教科書のみのものであり、必ずしも憲法理論についての深い洞察が期待できるわけではない。しかし、ここではそれよりも前述のように一人の朝鮮人が穂積の理論をどう理解し、何を伝えようとしたかを重視して両者の比較を考えてゆくことにしたい。

三 兪致衡『憲法』の目的と穂積八東の講義録

一九〇七、八年に朝鮮で出された教科書のなかでも、兪致衡のものは自らが出典を明示している点で他の教科書とは異なっている。

『憲法』の「緒言」の部分で、兪はまず憲法に関して「我が国のような専制君主国にあつては」特に世人が間違つた理解を有しているとし、この誤解を打破してのち、講義を始める事にすると述べている。そしてかれは、憲法の明文がない現状では、「専制君主観念に最適なドイツおよび日本の憲法を講究する」ほかにはないとして、ドイツ憲法については「国家学」の講述において、日本の憲法についてはこの『憲法』において述べるとするのだが、ここで専制制の方針について『憲法』では穂積八東の講義を「準拠採用」と明言するのである。

大韓帝国が専制君主制をとっていることは、一八九九年の大韓国国制二条の明記するところであった。⁽⁹⁾ 兪の「国家学」がどのような内容をもっていたのかは不明であるため、かれがドイツ憲法について誰の見解を参考にしているかを専制君主国に最適なものと捉えたかは残念ながらわからない。しかし、ここで確認しておきたいのは、

兪がこのかれの著書を「専制君主国」たる大韓帝国のために作り、また穂積の議論を専制君主制のための議論と理解した上で採用したという事である。

では、かれは穂積のどのような講義を参考にしたのか。この点について、金孝全氏は、かれが参考にしたのは、明治二九年に出版された『国民教育憲法大意』(同氏は『憲法大意』とのみ記しているが、出版年および頁数から見ると著者のことと思われる、以下『大意』と呼ぶ)であると述べている。同著と穂積の教科書の目次を見ると確かにほぼ同じ内容が記されているのが見て取れる。この本が出版された明治二九年(一八九六年)という年が兪が東京法学院で法律を勉強しはじめた年であった事、さらにこの穂積の著書が十数万部を記録したベストセラーであったことを考えれば、兪がこの書を参考にした可能性は極めて高いといつてよいであろう。しかし、より注意を払うべきものは、当時の中央大学(東京法学院)の講義録である。穂積八束は一八九〇年より同校で講義を行っており、当時の講義録の多くは中央大学において保存はされているもののほとんど年代が不明となっている。このうち、いくつかのものは国会図書館にも年代を記して保存されているが、その中に「東京法学院二九年度第二年度級講義録」と書かれた穂積八束講述、熊川元重編輯の『帝国憲法』(以下『二九年度版』と呼ぶ)と「三二年度講義」(一八九九年)と書かれた膳写版の穂積八束著『帝国憲法』全一六七頁(以下『三二年度版A』と呼ぶ、同じく膳写版で「三二年度講義」と書かれているがやや内容の異なる穂積八束述『帝国憲法』全二七五頁(以下『三二年度版B』と呼ぶ)がある。兪が中央大学(東京法学院)に学んだのが、一八九六年七月から一八九九年七月までだったとされていることを考えると、これらの内容に近い講義をかれが聴講した可能性が高い。事実、これらの講義録を見ると、兪の著書に『大意』よりも近い内容を示している。ここでは以上の講義録、さらに年代のはっきりしているものとして、穂積八束述、田中文蔵編『帝国憲法』(東京法学院二八年度第二年度級講義録)、『中央大学発行』となっている「穂積八束博士講述」の明治四〇年度法律科第一学年講義録『憲法』、同明治四一

年度版⁽¹²⁾なども参照しつつ、穂積と愈の叙述の比較を行ってゆくこととする。

四 愈致衡『憲法』の構成における独自性

愈の国家概念について、まず、かれの『憲法』の構成との関連で愈の穂積の理論に対する理解と両者の理論の異同を考えてみたい。

愈の『憲法』と穂積の著書ないし講義録を比べると、いずれも第一編から第五編までに分けられた目次のうち、第二編から第五編までのタイトルは同一なのに対し、第一編のタイトルのみがそれぞれ異なっていることに気づく。愈致衡の教科書では第一編のタイトルは「国家」であり、そのなかに「国家」、「憲法」の二つの章が置かれている。これに対し、穂積の『大意』および講義録では、それぞれ以下のようになっている。

『大意』

第一編 國體

第一章 國家

第二章 君主國體

第三章 憲法

『二九年度版』

第一編 公法ノ概念

第一章 法及ヒ法ノ性質

第二章 公法及ヒ私法

第三章 國家
第四章 國體

『三二年度版 A』

第一編 公法論

第一章 法及法ノ作用

第二章 公法

第三章 國家

第四章 國体及政体

第五章 憲法

『三二年度版 B』

第一編 公法

第一章 法及法ノ性質

第二章 公法ノ觀念

第三章 國家

第四章 國体及政体

第五章 憲法

これらの相違において目に留まるのは、第一に穂積の理論の核といえる国体に関する章が、愈の教科書に見られないこと、第二に穂積の講義録が扱う公法概念⁽¹³⁾について愈が触れていないことである。

以下、この二つの観点を基点として憲法の国家観念を考察する。

1 国体の位置づけ

前記の第一の点すなわち国体に関していえば、このことはしかしながら、即ち、憲法が国体に触れていないことを意味するものではない。憲法も「憲法」の章において国体の概念を用いて政体との相違を説明している。「憲法」の章において、憲法は実質的意義の憲法と形式的意義の憲法の叙述から始めている。実質的意義の憲法とは、「国の政体を規定する法則」⁽¹⁴⁾あるいは「国体、政体の原則を定めたもの」⁽¹⁵⁾であると説明され、形式的意義の憲法とは、「法律によって変更、廃止することができない最高の国法」である。ここでの国体と政体についての憲法の叙述は、形式的意味の憲法に限定して説明を展開する穂積の『大意』に比し、より詳しいものとなっている。国体は主権がどこに存在するかによる区別であり、政体は主権がいかに行使され、人民はいかに統括されるか、すなわち、政治の形式手続如何による区別であるという憲法の区別は、⁽¹⁶⁾国体を「主権が何者ノ手ニ存在スルカニ依リテ区別セラレ」るものであるとし、政体を「主権が如何ニ行使セラレ」るかによる区別であるとする穂積の『二九年度版』⁽¹⁷⁾における叙述と類似している。

穂積の講義録では、『大意』と異なり、二九年度版、三二年度版のいずれも前記の目次の内容に示されるように、法の概念から説き起こして、公法の概念を説明し、国家の説明に入っていくという手法が採られており、国家の説明の延長で国体と政体の概念が論じられている。憲法の叙述はここでも、日本の憲法の平易な解説に焦点を絞った『大意』よりも、講義録のうちの法についての一般的説明を除いた国家に関する部分から受け継いでいるように思われる。穂積の一連の講義録では、『二九年度版』では「憲法」の章がなく、二つの『三二年度版』では一編の末尾に「憲法」の章が付け加えられ、『四〇年度版』では第一編のタイトル自身が「国家」となり、さ

らにそのなかに「国家」「国体」「政体」「憲法」といった各章が設けられるという構成に変化していつている。兪はこの『四〇年度版』と似た構成（「国家」の編のなかに「国家」と「憲法」の二章を置いた）を採りつつも、あえて「国体」「政体」の章を設けず、「憲法」の章で国体、政体を論じている。国体、政体の概念に触れるのが、「国家」に関する章ではなく、「憲法」の章であるという章建ての問題を除けば、両者の叙述は類似しているのである。兪の教科書の第一編「国家」では一般的な国家概念、憲法概念についての考察が展開されているが、このなかで憲法と国体との関係について、兪は、憲法の制定、改正、変更は、国体には無関係で政体の変更には止まるものとしており、憲法を研究するにあたって最も注意すべきは国体と政体とが全く異なる観念である点だとしている。このような説明、さらに加えて立憲政体が必ずしも共和国体という特定の国体に結び付くべきものではない⁽¹⁸⁾という考え方に關しては、穂積の『三二年度版A』でかなり詳細な説明がみられるし、『四一年度版』でも国体に関する説明⁽¹⁹⁾でほぼ同じ内容が示されている。

では、なぜ章立てにおいて相違が生じているのか。穂積が主権の観念と国家の観念とが同一に帰することは日本の国体の特質であるとして⁽²⁰⁾いることを考えるならば、かれが国体と政体の問題を憲法の説明ではなく国家の観念の延長で論じていることは納得できる。他方、兪は「憲法」の章の国体と憲法に關する部分で日本の憲法に言及している⁽²¹⁾。かれによれば、日本の憲法は君主の欽定憲法であり、これについて、憲法は君主の命令ではないという説明がされるのは、間違っている。法は「社会の公権力すなわち国家主権が制定」するものであつて、法が国家を成立させるものではない。「故に主権があつてしかる後に憲法があるのであつて主権が本で、憲法は末である」。日本の憲法は最高の力を有する国法であつて法律、命令等憲法以下の力によつて変化するものではない。しかし、憲法は政体の規則であるがゆえに「万世不易」ではない。憲法の変更は政体の変更にすぎず、国体に影響はない。ここに日本の国体の憲法に対する「特種關係」⁽²²⁾があると述べるのである。

以上の兪の説明の前半、すなわち、憲法が主権者の命令であり、法は国家主権が制定するものであるというのは、穂積の説明と同一であるが、後半では、穂積の叙述よりも明確に、国体は憲法において示されてはいても、憲法自体が当該国家の国体を決定・変更し得るものではなく、憲法の規定は政体の何たるかを規定することにその重点があるということが確認されている。但し、兪の叙述は日本の憲法に限ったものである。日本の国体と憲法との「特種関係」を示すものであるとすれば、かれは日本の国体の特殊性を指摘した上で、朝鮮がそれを採り入れるかどうかははまだ開かれたままの問題であることが示唆されているとも言える。⁽²³⁾

日本の憲法を離れた一般論の部分では、兪は「何人が主権者か、またその主権はいかなる方法形式で行使されるか」という問題は「国家たる性質に直接関係がなくこの問題を決定する者は各国の特別に制定する憲法である」という独自の叙述を付け加えている。⁽²⁴⁾ この説明は前述の「憲法が国体を決定するのではない」という考え方と矛盾するようであるが、ここではおよそ国家の一般的定義から国体、政体が決定されるのではなく、各国の政体や国体の問題を明白にするのは憲法であるということが意味されていると考えられる。⁽²⁵⁾ 日本と異なり、憲法典をいまだもたない朝鮮においては、法典の内容に沿った憲法の説明を展開することはできないし、また憲法とはそもそも何を意味するのかという理解も定着していない。既存の憲法典のあるなかで国体、政体の問題を取り上げた穂積と違い、憲法のないところでのかれの叙述は憲法の内容を明確にするものでなければならなかった。そうした状況で国体と政体との議論を「国家」の章ではなく、また独立した章を設けるのでもなく「憲法」の章のなかで論じたのは、これらの問題が憲法で明確にされるべき問題であるという認識があったことを示すものであったといえる。このことは緒言においても特に喚起を促されており、憲法もまた「一法律に過ぎない」のであって、「人民は勿論遵守服従の義務がある」が、「君主は他の法律と同様、廃止、変更することができない」とした上で、ただ、しかしながら、憲法は他の法よりも「首位」にたつものであり、また法律を制定、廃止、変更する君主で

あつても、「萬機総攬にあつて君主固有無限の権力にのみよるのではなく、君主の意思を発表して臣民に宣示するこの憲法條規を遵守施行する」のであるとされている点に表われている。⁽²⁶⁾

以上を考えれば、「専制君主国に最適な」といながらも、この本文では朝鮮の国体が果たして何であるかに触れず、これを敢えて国家ではなく憲法の問題としたところに、兪の教科書の、穂積を受け継ぎつつ穂積の特殊日本的な国体論とは一線を画した、ある意味で（「近代的」とはいえないまでも）立憲主義的な指向性が垣間見られるのである。

2 公法私法の区分と国家の概念

ここで、構成における第二の問題、公法概念について触れなかったという点に移りたい。前述のように、『大意』には公法についての一般的な記述はない。しかし、内容的に見れば、大日本帝国憲法の解説に終始し、憲法の一般論についての記述をおよそ含まない『大意』と異なり、兪の教科書は憲法の一般論から説き起す講義録の構成に依っている。にもかかわらず、穂積がどの講義録でも触れる公法の概念に触れようとしなかったのは何故か。この点については、憲法ではなく法の一般論の問題として排除したに過ぎないという推測も成り立つであろう。しかし、ここではこの問題についてなお、国家概念に付随する問題点から一考しておきたい。

(1) 国家人格説との関係

国家概念についていえば、兪には、国家を「個人とは離れて独立した目的と生命がある」⁽²⁷⁾ものと捉えている点に、他の朝鮮同時期の憲法の教科書には見られない特徴があり、穂積の講義を参考にしたかれの教科書の特殊性が窺われる。

穂積の叙述を見ると、『大意』では、ほぼこれと同様の表現をしており、「團體共同ノ生命ト目的」があるとして述べている。⁽²⁸⁾ 穂積の提示した国家概念は一般に国家人格説ないし国家法人説と理解されているが、同著のなかでは「法人」ということばは用いておらず、後の説明に見られるような国家法人説ないし人格説は展開されていない。ただ「自存目的ハ國家ノ人格ナリ」という箇所⁽²⁹⁾で「人格」ということばが現れているにとどまる。一方、穂積の講義録のほうを見ると、法人説についての叙述がしだいに変化してゆくのが見て取れる。『二九年度版』では、法人説に全面的に反対するものではないものの、これは契約により国家が成立するものとの誤解を生みやすいとして批判的な見解が示されている。ここにはすでに石田雄氏が指摘するように有機体説にも法人説にも批判的な「人格説」としてのかれの立場が窺われるが、⁽³⁰⁾『三二年度版A』ではこの点がより明白になっている。すなわち、「国家ハ社会団体」であり、「分子ガ分化シテ一ツノ生存体ヲナシ分子各個ノ生命ト目的トノ外団体トシテノ生命ト目的」⁽³¹⁾があるとして述べたのち、法人説をゲルバーやラーバントらの説として紹介するとともに、ここで「法人」とは「権利の主体」を意味するに過ぎず、「法人」というより「人格」と呼んだほうが正確であるとしている⁽³²⁾のである。さらに進んで、『四〇年度版』では「公法上國トカ家トカ云フ觀念ヲ説クトキニハ妄ニ之ヲ法人デアルトノミ言ヒ放チテハ其真相ヲ誤ルノ虞ガアリマス」⁽³³⁾として、ローマ法上の法人の觀念と異なり、現在のみではなく「過去、現在、将来ニ亘ツテ」⁽³⁴⁾の人の団結を言うのだとし、私法と異なる公法の法人という概念枠組への注意が喚起されている。この論調は、『四一年度版』になると、人間であれ社会的団体であれ、「人格トカ權利トカ義務トカ云ヘバ皆法ノ作ツタモノデアアル、唯法人ノ人格ノミヲ法ノ擬制デアルト云フハ甚ダ不當ナル解釋デアアル」⁽³⁵⁾として法人も自然人も人格という概念を用いることに同じ法的意義があるという言い方に変化しているが、これは後の穂積の名著『憲法提要』の「予ハ特ニ之ヲ法人ト謂ハス単ニ人格ト謂フ。理ニ於テ同シカランモ精神ニ於テ或ハ異ナル所アルナリ。若國家ニ人格アルハ人ニ人格アルト其ノ理同シトセハ即チ可ナリ、然ラスシテ人ハ自

然人格ヲ有シ國家ハ法人格ヲ有スルノ別アルノ意ナランニハ、是レ予ノ謂フ所ト正ニ相反スルナリ」といった説明と同様なものといえる。このように「法人」という概念の使用に躊躇しつつ、しだいに「人格」としての国家概念を整備していった穂積の叙述に対し、愈は「法人」や「人格」あるいは「有機体」といった表現を全く用いていない。穂積が『二九年度版』に始まり、『大意』以外のここに挙げたどの著書においても力点をおいて言及した法人説に愈はなぜ一言も言及しなかったのか、また『大意』においてすら用いられている「人格」の語をも用いていないのはなぜか。

この点を考えるには、日本と朝鮮における国家法人説と国家有機体説との位置づけを考慮しておく必要がある。前記石田氏は、両説に関して、社会進化論、国家有機体説の間に日本においては奇妙な連結があること、日本の国家有機体説は「著しく輪郭が不鮮明であるばかりでなく」、「過渡的なものにすぎ」ず、学者の間でも国家有機体説と国家法人説の間に明瞭な分類基準がたてられていなかったことを指摘している。⁽³⁹⁾ 穂積の場合を見ても、法人説を採っているようでありながら、国家独自の人格がそもそも存在すると述べ、国家の生命云々という記述をするくだりには、有機体説に親近性をもった考え方が示されている。⁽⁴⁰⁾ このような議論の不明確性はこれらの思想の受容過程に多く起因していると思われる。

ドイツでは、確かに国家有機体説と国家法人説の境界が必ずしも明確ではない側面があるとはいえず、自然法論から有機体説そして法人説へという形で憲法論が發展するという経緯があるが、日本や朝鮮において特徴的なのは、有機体説が自然法論的国家観とともに国家についての二つの代表的理論として紹介され、また他方では進化論的世界観や法人説もほぼ同時に流入するという構造である。

例えば、明治期の日本の代表的な思想家の一人、加藤弘之はいわゆる思想的「転向」後、すなわち社会進化論を受容し天賦人權説を批判するようになってから、有機体説を唱えるようになったが、その理論は朝鮮でも翻訳

されている。⁽⁴²⁾ また、朝鮮においてよく参照された中国の梁啓超⁽⁴³⁾は、民権論を説く過程で国家有機体説を唱えている。⁽⁴⁴⁾ かれ自身、思想形成には日本滞在中に得た知識に多くを負っており、有機体説の受容も日本の翻訳で知ったブルンチュリによるものだといわれているが、⁽⁴⁵⁾ 一方でかれは、その師である康有為から学んだ生物進化論、厳復を通じてのスペンサーの影響で社会進化論の論客としても名高い。⁽⁴⁶⁾ かれの国家思想においてブルンチュリとスペンサーの理論は国家的有機的発展の理論として親和したと考えられる。さらに、かれの理論については、基本的に有機体説と国家法人説を同一視していたとの指摘もされている。⁽⁴⁷⁾ このように見ると、有機体説や法人説に関連して日本や中国の理論に現れる特殊性はそのまま朝鮮に流入しているといえる。これはいわゆる「思想連鎖」の一端として捉えられる問題である。⁽⁴⁸⁾ この連鎖のなかで朝鮮においては間接受容を通じてさらに特殊性が加わっているといえるのではないか。

当時の朝鮮の政治思想を研究する金度亨氏は、当時の朝鮮における啓蒙思想の国家観として大きく二つの系統、自然法的国家論と有機体的国家論を紹介して、前者はボダン、ホップズ、ロック、モンテスキューなどの国家論であり、後者はイエリネクやブルンチュリの理論だったとし、⁽⁴⁹⁾ ここで、イエリネクは法人説、ブルンチュリは有機体説という違いがあるにもかかわらず、「これらは厳密な区分はなく紹介された」と述べている。⁽⁵⁰⁾

実際に、有機体説について見ると、ブルンチュリを始め、同理論を受容した前述の梁啓超や加藤弘之の国家論は当時の朝鮮においてよく参照されており、その意味で有機体説の影響は見られるものの、明白に有機体説に立った説明は意外に少ない。前述の金度亨氏は兪致衡に似た国家観を示すものとして同じ一九〇七年に出された兪星藩の『法学通論』中の憲法についての叙述を挙げるが、「憲法」に関する叙述の中で明確に「国家は一有機体で」と述べていたものは、手に入る当時の雑誌、教科書を調べた限りではこれのみである。⁽⁵¹⁾ 兪致衡以外の同時期の「憲法」の教科書を見ると、趙聲九は、共同団体として人格を認めても法律上人格とはすなわち権利の主体で

あるということであって自然に存在する「自然の人格」というようなものではないとし、有機体説を批判している⁽⁵²⁾。金祥演は領地団体としての国家は人格を有するが、人格とは本来権利能力を指し、「法規に基因して生れるもの」⁽⁵⁴⁾であると述べるにとどまり、有機体説には触れていない。さらにまた、これらの叙述は内容的には法人説であると考えられるが、かれらはいずれも「法人」という言葉も用いていないのである。このことはかれらが有機体説の問題点を学んでおり、その克服を意図しながらも、近代法制の整備されていない当時の朝鮮において「法人」の語を使うことに躊躇するという朝鮮特有の問題を内包しているとともに、かれらの国家概念を明確なものにしているように思われる。

さらにもうひとつ推測されるのはブルンチュリの理論の受容過程における問題である。ブルンチュリは、日本においても朝鮮においてもドイツ的な国家論として初期に紹介され、大きな影響を与えた。しかし、かれの著書のうち、朝鮮におそらく最初に紹介されたものとして名高いのは、*Das moderne Völkerrecht der civilisirten Staaten als Rechtsbuch dargestellt*, Nördlingen 1867 を一八八〇年に漢訳した『公法會通』⁽⁵⁵⁾であるのに対し、日本でブルンチュリの最初の翻訳となったのは *Allgemeines Staatsrecht* の翻訳として一八七二年から出された加藤弘之の『国法汎論』であった。前者においてブルンチュリが国際法上の人格として国家を *Rechts-person* と説明するのに対し、後者では *organisches Wesen* としての国家の性格付けが強く打ち出されている。ブルンチュリの理論は朝鮮開化期の諸論文において言及されており、一九〇七年には安鍾和が翻訳した伯倫知里著『國家學綱領』も出版されているが、⁽⁵⁷⁾『公法會通』が当時与えた影響の大きさを考えれば、⁽⁵⁸⁾このことも法人説と有機体説を明確に区別しないひとつの端緒を作っているのではないか。

以上を鑑みるならば、当時の朝鮮の国家観のなかでは、尙が有機体とも人格ないし法人ともいわないのは、こうした朝鮮における傾向が反映しているということが理由のひとつとして考えられるかもしれない。

しかしここでなお考慮しておきたいのは、こうした有機体ないし法人の概念はドイツにおいては国家を君主の私物と捉える私法的な国家観が淘汰され、近代的な公的國家観が定立されるなかで出てきた概念であるということである。当時の朝鮮で概念が不明確であるとはいえ、自然法的國家観や有機体的國家観（法人説、人格説も含むものとしての）が取り上げられたのも、まさにその「近代的」という文脈からであったと考えられる。では兪が他の同期の著者たちが使った「人格」の概念すら、あえて用いていないとすれば、その國家観はどのような歴史的立場づけで捉えられるべきものなのか。

兪の叙述に戻ると、「法人」、「有機体」とは明言しないものの、穂積と同様に國家は現在の人民の集合体であるという考え方を批判し、さらに踏み入った穂積には見られないかれ独自の説明を展開している点にその特徴が見られる。かれは、「國民が現在國家の分子たることは勿論であるが、われわれの祖先とわれわれの子孫もみな國家の分子である」とした上で、國家は現在の人の個人的利益のために設けられたものではないのであるから、「現在の人民は國家の將來の幸福のために現在の利益を犠牲に供することもあり、また國家は國家団体自体の獨立生命を保全するためには現在の國民の一部分の生命を犠牲に供することもないではない」とする⁽⁵⁹⁾のである。そしてこれに付随して、さらに現在の國民の利益を対象とした多数決主義への批判にも至っている。このように見ると、兪の叙述は、穂積の叙述を基本的に採用しながらも、「生命」体としての國家の持続性と國家的利益をより重視しているのではないかと思われる。これがはたしてどのように位置づけられるべきかについてはなお、具體的な統治についての考え方、國家と國民の關係についてのかれの理解を探る必要がある。

(2) 統治のあり方と臣民の地位

具體的な統治のあり方に関し、まず君主の地位については、兪は第二編の「統治の主体」において論じている。

「統治の主体」とは「主権の本体」のことであるとすれば、日本のような純粋な君主国体の国においては君主は「主権の代表」ではなく、「自己固有の権力で主権者」なのであるとし、君主はその無限の権力によって憲法を作るのだと述べる。⁽⁶⁰⁾つまり、憲法とは君主の明示された意思を示すものである。ここで、統治権と君主の大権は区別され、前者が国土と臣民への絶対の権力であるのに対し、後者は憲法上のものを指すとされているが、⁽⁶¹⁾絶対無限の主権すなわち統治権がなく、憲法上の大権のみしかないとするれば、それは君主が主権者ではないということの意味することになると述べられる。また、統治権は所有権、すなわち平等な人の間において自己の物に関する利益を完全にする権利ではなく、平等関係で行われるのではなく権力をもって臨むものであること、一定の事物に対してだけの権利ではないとされ、⁽⁶²⁾皇位継承は家督相続とは異なることが説明されている。⁽⁶³⁾これらの説明は、穂積の講義録の内容に沿ったものとなっており、⁽⁶⁴⁾兪が「緒言」で述べた「専制君主観念」の内容を示すものとなっている。

このような統治の主体に対応する「統治の客体」たる臣民については、穂積と同様、兪はこれを土地と並んで「統治の客体」とし、この二つが「統治権の働作を受ける」ことを意味するものであるとしている。⁽⁶⁵⁾統治権の客体としてこの二つを抽出するにあたっては、「総論」において歴史的な観点への言及が見られる。

「往古歴史においては、国家の観念は一定の土地を制限する意味ではない。某種族の人民が部落を成し、また、民族を成してこれを統括する権が即主権である。国家というのはただその人類の集合であるという観念に過ぎないのであって、一家という観念が一定の土地または有形家宅であるかの観念に拘わらず血属者が団体を成し、家長が統御するということと同じ観念である」⁽⁶⁶⁾

国家はその小さな形態においては、部落に過ぎず、一定の土地は国家成立の要素にならず、また大きな形態においては支那の天子やローマの主権のごとく国家という観念はなくむしろ「天下」という観念から「主権は天下

世界全体に対する絶対的最上の力」と捉えたために、領土的な限界を考えていなかった。⁽⁶⁷⁾このようにして、初期の国家観念には国土という要素が欠けていたのだが、それが封建時代には反対に、君主は「大地主」として一定の土地を「自己の領分」として占有するのであって、「人民は土地の付属物としてその土地を耕す器械となり、また土地所有権に付随する者とな」と考えられたのである。⁽⁶⁸⁾ 兪は、こうした過去の国家観念の両極端を「稍稍調和」⁽⁶⁹⁾したのが、一定の土地と一定の人民を統治の客体として国家の成立要件とする近世の国家思想であると説明する。同種の叙述は、穂積の『三二年度版B』に見られるが、⁽⁷⁰⁾現在の国家観をこれらとは「異な」るものとする穂積に対し、「両極端」の「調和」と捉える兪独自の叙述は、穂積の国家観念に内在されつつも明確には表明されなかった要素、すなわち家父長的な国家と家産国家が融合した形での専制国家観念であることを明示したものと見る事ができる。

ところで、このような観点から理解される臣民の地位とは何か。

兪は、これを絶対かつ無限に主権に服従する立場と捉えて、穂積の叙述と一致している。⁽⁷¹⁾ 両者はともに、この臣民の地位は国権が絶対かつ無限であることに対応して当然に引き出されるものと捉えている。仮に憲法や法律によって国権に限界が設定されているとしても、それは憲法、法律の改廃によっていつでも変更され得るものである。⁽⁷²⁾ この際、兪が強調するのは、臣民は国権に対して直接的な関係を有するということである。封建時代に見られるような土地を媒介にした土地の付属物あるいは牛馬や奴隸としての人民と国家の関係ではない。一方、穂積も古代専制政治の時代に臣民が「奴隸若クハ物件」と同一視され、「人格」が認められていなかったことに比して国法が臣民に「人格」と「権能」を認めている点に「近世ノ國家」の特徴を見出している。⁽⁷³⁾ 両者が強調するのは、過去の国家観からの脱皮であるが、ここには直接の国家と個人の結びつき、個人の概念の台頭に対する視点が表れている。

臣民の「人格」や「権能」については、尙もまず「権能」については、国権が国民を保護するという観点で論及している。ここで、尙は二つの保護の方法を示している。第一は、「国家自体の意思および力でのみ国民を保護する方法である」⁽⁷⁴⁾。これは昔の多くの「専制国体」に見られる形態で、所有権者が自己の牛馬を保護するのと同様に、「所有者が自家の利益のために自己の力で自己の所有物を保護する」というものである。これに対し、第二は、「国権が各個人に自主独立の目的があることを認識し」、ある程度各個人によって自己の意思および自己の力で自らを守らせる方法である⁽⁷⁵⁾。近世国家にあつては第二の方法が主となつているとする尙は、このため人に一定の権利が与えられ、その範囲内で自己を防衛することが許される、これが「人の権能」ということになるとしている。つまり、「服従者を保護するために国権自体が働くほかに、公共の秩序を害さない限りにおいて服従者自身が自己の存在と自由を保護することができることをなお認める」⁽⁷⁶⁾のが臣民の権能の意味である。

また、臣民についての説明の末尾においては「人格」の問題に言及され、「国権が一個人に対して自主自在の目的を認容する時はこれを人の人格であると称する」⁽⁷⁷⁾とし、「人には人格があり他の動物にはないのは、国法が人以外の動物には法律上自主自在の目的を認容して保護を与えることをしないからであり、「国法が人格を認容しその人格がある者に自己の意思で主張することを許す時、ここに権利が生ずる」と述べられている。

これらの叙述は穂積の『三二年度版 A』に極めて類似している。『三二年度版 A』を見ると、「臣民の権能」の章の冒頭で国家権力と臣民の服従の関係から国家主権による臣民の保護という観点が生ずるとして、保護の二つの方法を尙と同様に述べ、このうち個人の自主独立の目的を認めて保護するという第二の方法から国法によって附与される人格の觀念が生ずることを説明している。そしてそこから天賦人權⁽⁷⁸⁾説や人格を意思の主体とし権利と意思を同一視する意思主義⁽⁷⁹⁾を批判し、国法によって人格ひいては権利が与えられるのだとしたのち、権利のうちの公権と私権の区別の問題に言及するのである。公権と私権の区別を穂積は『三二年度版 A』では「便宜上」⁽⁸⁰⁾の

區別、公法關係から生ずるのが公権であり、私法關係から生ずるのが私権であるにすぎないとしている。「便宜」的な區別というものの、臣民の権利を説明するにあたって穂積の公権・私権の區別はこの時期徐々に変化していつており、かれはどの著書でも一貫して私権と公権との相違を説いている。⁽⁸¹⁾『大意』では「臣民ハ國家ノ目的ニ背カサル限ニ於テ自存獨立ノ目的ヲ有ス、國法ハ之ヲ保護シ其ノ完全ナル發達ヲ望ムカ為メニ、權力ヲ以テ社會ノ安寧ト幸福トヲ維持スルト同時ニ個人各其ノ權能ヲ其ノ利益ノ為ニ主張スルノ自由アラシム、是レ臣民ノ私權ナリ、私權ハ専ラ身體ノ自由ト財産ノ享有トヲ全フスル者ナリ」とされている。⁽⁸²⁾つまり、私的領域においては臣民は国法に基づいて権利、自由を有するものとされるのである。ここでは穂積は、自由を私権の範囲内のものであるとし、「權力關係」⁽⁸³⁾と位置づけられる国家との間の關係では服従しか認めていない。また『二九年度版』は、私権についての説明を変化させ、臣民の権能には私権と公権があるととして、「私權トハ外物ヲ自己ノ需要ニ供スル為メニ有スル能力」、「公權トハ人ノ身體ノ自由ヲ主張スル能力」であるが故に「公權ノ實體ハ自由ニシテ私權ノ實體ハ財産」であるとしている。⁽⁸⁴⁾そして、これらの権利は国法が前述のように人民に人格ないし権能を附与することによって認められるものであるとするのである。三二年度版が公権と私権は「便宜上」の區別とするのは、この文脈でもとも国法によるものであり、その国法がどのような性質をもつかの區別にすぎないという意味である。こうした公権と私権の區別についての言及は兪の論述には全くないものである。

公権と私権に関する言及の有無という相違に加え、さらに臣民の地位に関する記述において両者にはもうひとつの微妙な相違が見受けられる。それは、兪の叙述の中に、「個人が各自の腕力をもって自己の身体財産を守るよりも一最高權力によるほうが自己の保護をかえって完全にすることができることから、「人民は國家によって自己の安寧幸福を保護」されるといふ關係にあることを考えるならば、國家の絶對的な權力とは結局は國民を保護することにほかならず、この点で「絶對の權力と服従があつてしかる後、國家的團體ができ、國民の權利が

維持され得る」ことになるのだという記述があることである。⁽⁸⁵⁾ この説明は契約的な国家観に基づく天賦の権利を否定する文脈での叙述である。天賦の権利の否定、および国家が国民の保護を行いその国家の保護に基づいて人の権利が生ずるという叙述は、穂積の講義録にも見られるところである。⁽⁸⁶⁾ しかし、ここでのニュアンスには微妙な違いが見られる。穂積においてはそもそも人格とそれに伴う権利は国法に基づいてのみ生ずる観念であるという文脈の続きでその裏返しとして前記のような国民の保護の力としての統治権への言及や天賦人權論の否定が現れるというに過ぎず、あたかも個人の力では不可能な人民の身体財産の保護の観点から国家を発生せしめる契約論に近いかの傾向を示す俞のような叙述はない。⁽⁸⁷⁾

(3) 小結

以上、公法と私法の区分の問題に関連し、国家観念から統治のあり方、国家と臣民の関係までの叙述について見てきた。

国家と臣民の関係の箇所に見われた点を見ると、絶対的な国家権力の必要性の観点から論及する俞や穂積は、個人の保護にとつて絶対的な権力が必要であり、その権力に対応して絶対的な服従が必要となると見ていた。こうした理解に基づく国家という団体においては、絶対的服従に相反する権利の観念は認められないし、国家権力に対する服従の程度を限定したり、その無条件性を否定する契約の概念もふさわしくない。これがかれらが契約国家観、天賦人權に対して行う批判の直接的根拠となっている。

国民の福祉を国家目的とするというのには有機体説に見られる特徴であり、⁽⁸⁸⁾ 前述のように独立の生命としての連続性を重視した上での俞の叙述は有機体説的な傾向をもっているともいえる。他方で、俞は別の箇所、統治の客体は土地と人民によって成立する社会団体であるという説を批判し、国家自体の他に国民全体から成立する特

殊な団体を認定することはできないとしている。⁽⁸⁹⁾これを穂積の叙述と照合すると、『三二年度版B』で穂積は、統治の客体は国家自体であるというザイデルの説を批判しており、兪の叙述はややこれに近い。しかし、穂積がこれを「君主カ統治ノ主格ニシテ国力客体ナリト云フニ過キス即チ国土及人民カ客体ナリト云フトハ同シ説明ナリ」とするの⁽⁹⁰⁾に対して、兪の批判は、抽象的な国民概念の否定にも繋がる側面を有している。また穂積の『三二年度版A』ではこれに類似した部分は、国を社団法人とみる説に対する法人説批判となっており、兪とは全く趣旨が異なった内容となっている。有機体説が全体としての国民の意思、国民全体の幸福を国家目的として捉えるのに対し、抽象的国民概念の否定は、むしろ国家法人説の特徴である。しかし、ここで「生命体」としての国家の持続性や国家的利益の重視という先に挙げた論点が、一方で個人の保護という国家目的に関する契約論に接近した説明や、国民ないし臣民の概念がそもそも団体でなく個人としてしか捉えられていない兪の叙述の特徴と結びつけて考えられるとするならば、兪の提示する国家概念はむしろホッブズが示した絶対主義的国家観念により近い性格をもっていると思われるのである。

契約的国家観についての考え方を見ると、兪は自己の権利を多少放棄する一方で、再び服従によって権利が生ずるとするのは矛盾である⁽⁹²⁾と批判するのみでその論点は契約により国家が成立するかどうかの本質的な批判にはなっていない。すなわち自然権と法的権利の間の整合性の問題ではあっても、ホッブズの専制国家観の全面的否定とはいえない。こうした国家観の曖昧性は穂積の理論自身に内在する曖昧さあるいは日本の国家人格説に付随する曖昧さを増幅した形態とも考えられようが、ここではそのためにかえってかれの意図が直接的に表われているともいえる。

国家概念に関わる問題としてもうひとつ、兪の叙述が有機体や法人の概念を用いていないことが、ドイツ国法学においていわれる近代的な公的国家概念と一線を画す要素となっているのではないかということも挙げたが、

この問題は、冒頭に提起した、愈は穂積が教科書の最初の部分で論ずる公法の概念への論及を行なっていないという論点に繋がるものとして、愈の著書の全編を通じて貫かれている特徴に関わっている。穂積が臣民の権能ないし権利に関連してどの著書でも言及する公権と私権の相違が愈には見られない。また、統治の主体の箇所でも、統治権が権力関係におけるもので、平等関係における所有権とは異なるとの叙述があるが、この権力関係と平等関係という区分は穂積においてはまさに公法と私法の区分基準となつているにもかかわらず、ここでもそれへの言及はなされていないのである。

ここには当時の朝鮮の法体系が整備されていないという背景も考えられるかもしれないが、同じ年に刊行された兪星潯『法学通論』が公法と私法の分類に言及していることなどを考え合わせるならば、兪致衡がこのテーマに触れなかったことには別の理由があるように思われる。

公法と私法の分類は、穂積においては通常とは異なつた意味をもっていた。権力関係と平等関係という類別によつて公法と私法を区別する穂積は、中山道子氏の指摘するように、これをもつて、家族関係を権力関係と捉えることによつて家族国家観を近代日本の国家観のなかに存続せしめることを可能にした。⁽⁹³⁾ 国家の権力性について、穂積は一面でこれを公法と私法を分けるメルクマールとして強調するとともに、他面で「権力団体」の始まりを「原始社会」の「祖先崇拜ノ習慣」に求め、血縁団体における父や祖先の権力を説明することで家父長制社会を公的な権力関係の枠組で捉えようとしている。

兪致衡とはいえば、一面では「統治の主体」の章で穂積と同様に統治権と所有権の相違や、皇位継承と家督相続との相違に触れているものの、臣民と国家の関係を振り返ると、前述のように家族国家的要素と家産国家的要素との調和としての専制国家を考え、この点からもこれらとの断絶の上で成立する近代的公的国家を念頭に置いているのではないという特徴があつた。この延長で考えるならば、かれが考えるのは、前近代的な概念から切り

離された新しい国家観の定立よりも、家産や家族的概念との決別ではなくそれらをさらに発展させたという意味においての新しい観念の提示である。ここでは私法的な国家観からの断絶は明白には考えられていない。また前述のように兪の理論がむしろホップズとの親近性をもっていたことを考えるならば、私法的要素と公法的要素の区別を重視しないという性格はこの点にも符合しており、個人の人格の成立は公的国家の成立とは異なる文脈で生まれていると考えられるのである。

五 おわりに

本稿では、兪致衡の短い教科書に示された叙述をてがかりに、そこに示された国家観の位置づけを試みた。

国体の議論をそれぞれの国の歴史的背景によって規定される問題としつつ、憲法のなかでそれを明白にしてゆくこととするかれの姿勢は、朝鮮の国家観が日本的専制君主制を必ずしもそのまま継受できるものではないということを示している。そしてそれとともに、憲法自身に国体を明白にさせるといふ重大な課題を与えてもいるのである。こうして朝鮮の国体の解明についての問題を棚上げしたなかで、公法私法の区分に論及しないまま論じられた専制君主的な国家観念は、前近代的国家観の延長上で、臣民と国家の結びつきに近代絶対主義国家の精神を取り込もうとしたものと見ることがができる。かれは、穂積のように近代的な公的国家観を表明した上で家父長制の伝統をその中に導入しようとするのではない。この点で、兪には穂積以上に過去からの歴史的継統の中で国家が捉えられ、専制君主制についてのおよそ考えられるすべての理論をその曖昧性のなかに採り入れているという特徴が示されているのである。

この際に興味深いのは、こうした兪致衡の理論と特徴は、穂積の憲法論の基調となっている重要な二つの要素、

すなわち特殊な国体論と特殊な公法私法の分類を捨象することによって形成されたという点である。兪が穂積の講義を「準拠採用」することによって継受した専制君主国家の本質は、結局のところ、臣民の利益を保護するために必要とされる「権力団体」、すなわち唯一の権力によって統括する国家とそれに絶対的に服従する人民の關係からなる国家であるという部分にすぎなかった。穂積の定立した日本的君主制の核たる部分に触れないことで、兪致衡は専制国家についてのさまざまな他の思想と絶縁せずに『憲法』を講述し終えることができたのである。

果たして、これが兪の意図的な構成であったのかどうかは不明である。しかし、ここには期せずしてであれ、当時の朝鮮の状況、すなわち開化によって近代的な国家の形成を志向しつつも、従来の封建的な政治の現実を抱え、そのなかで強い国家権力の確立を不可欠のものとする状況に思い迷う国家の姿が如実に反映しているということができよう。またそれとともに、このことは、兪の捨象した穂積理論の二つの重要な要素が日本において果たした意味を鮮明にしている。すなわちそれは、立憲国家成立のあとに作られた憲法論において専制的な要素を残すには国家概念操作を行う二つの道具立てが欠かせなかったということであったのである。

(1) 当初、法官養成所では六ヶ月で法学を勉強させて法律専門家として送り出すという速成の養成方法を採用していたが、三回卒業生を送り出したところで、一時中断し、一九〇三年から再び新しい体制で外国人教授や日本に留学した者を教官に迎えて法律家の養成が行なわれた。なお、こうした経過については、兪致衡講述 申海永校閲『憲法』復刻版(韓国学文献研究所編『韓国近代法制史料叢書七 韓国開化期法學教科書四』一九八一年亜細亜文化社)に付けられた崔鍾庫「開化期法學書 解題」六頁以下、李元浩『開化期教育政策史』第二版一九八七年文音社一三〇頁。

(2) 当初、法学と並んで理財学、農業学、商業学、工業学の五専門科がおかれた。普成専門学校の第一回入学生の修学課程表を見ると、他の科目に比しやや時間数が少ないながらも、第一学年から憲法や国家学の授業が設置されているのがみられる。高麗大学校七〇年誌編纂室編『高麗大学校七〇年誌』一九七五年高麗大学校出版部二〇頁以下、参照。

- (3) 金孝全 『서양 헌법 이론의 초기 수용』 一九九六年철학과헌신사四五八頁以下。
- (4) 拙稿「大韓帝国におけるドイツ憲法思想の継受」愛知県立大学文学部論集第四五号三八頁以下。
- (5) 以下の経歴は崔鍾庫 『한국의 법률가像』 一九九五年吉安社一六五頁以下による。
- (6) 法学研究所刊行部「兪致衡日記」서울대학교法學部第二十四卷四号一四八頁以下。
- (7) 前掲の兪致衡『憲法』の復刻版中の崔鍾庫「開化期の法學書解題」には他の教科書として兪致衡『法學通論』(一九〇八年)についての説明があるが、同著は崔鍾庫教授も所蔵されておらず所在は不明である。
- (8) 兪致衡『憲法』一頁以下。
- (9) 大韓帝国制第二条は「大韓帝国の政治は：方世不変の専制政治である」としていた。
- (10) 穂積八東『國民教育憲法大意』一八九六年八尾書店。
- (11) 長尾龍一『日本法思想史研究』一九八一年創文社二二二頁、参照。
- (12) この本には発行年が載せられていないが、国会図書館のカタログによれば、頁数から見て明治四一年度の中央大
学法律科の講義録として出されたものであると思われる。
- (13) 他の講義録を見ても、
『二八年度版』

第一編 緒論

第一章 公法ノ概念

第二章 國家

第三章 國體

第四章 憲法

『四〇年度版』

第一編 國家

第一章 法ノ觀念

第二章 公法及私法

第三章 人格及權利ノ觀念

第四章	國家
第五章	國體
第六章	政體
第七章	憲法
『四一年度版』	
第一編	國家
第一章	法ノ觀念
第二章	公法及私法
第三章	人格及權利
第四章	國家
第五章	國體
第六章	政體
第七章	憲法

となつてゐる。

- (14) 兪致衡『憲法』一〇頁。
- (15) 同一頁。憲法を「政体を規定する」と述べたり、「国体、政体の大原則を規定する」とする叙述は不明確であるが、どちらも穂積の叙述に基づいている(『三二年度版A』二三頁以下、参照)。
- (16) 同一頁以下。
- (17) 『二九年度版』二三頁。『三二年度版A』一八頁では「国体ノ区別ハ主權ノ存在ノ区別」であり、「政体トハ統治權ヲ如何ニ行使スルヤノ形式問題」である、あるいは「国体ハ主權所在ノ問題ナリ政体ハ主權ノ作用ノ形式ノ問題ナリ」と説明され、『四一年度版』における「統治權ノ所在」による区別と「統治權ノ行動スル形式」による区別(五一頁)まで受け継がれている。
- (18) 兪致衡『憲法』一二頁以下。
- (19) 『三二年度版A』一八頁以下および『四一年度版』五一頁以下。

- (20) 『二十九年度版』二四頁。
- (21) 兪致衡『憲法』一三三頁。
- (22) 同一四頁。
- (23) ここでは、日本の君主制が君主制の普遍的な形態であると考えられているわけでもない。穂積自身もいうように、「國體ハ歴史上ノ結果」であることを考えるならば（『二十九年度版』二四頁。なおここで穂積は、国体の種類には「主権力無形ノ國體自體ニ存シ特定ノ人ヲ以テ主権者ト為スコト能ハサル場合」すなわち共和国体と、「特定人ヲ以テ主権者ト為ス」君主国の場合の二つのみがあるとしている）朝鮮においても歴史的に形成された国体の存在が考えられてしかるべきである。しかし、ここではその内容には触れられていない。
- (24) 兪致衡『憲法』一一頁。
- (25) 後述するように、「統治の主体」に関する部分で、かれは「憲法に明言することによって主権が君主に存在するのではない。君主は自己固有の権力によって憲法を制定し主権が自己に存在することを宣明するのみである」（一五頁）としており、憲法は君主の明示された意思を意味するといった趣旨であると考えられる。なお穂積の『憲法提要』にも同様な意味で、国家が憲法をもつて自らの国体や政体を宣明するという記述がある（穂積八東『憲法提要』上『第三版一九一一年有斐閣一三六頁』）。
- (26) 兪致衡『憲法』一頁。
- (27) 同六頁以下。
- (28) 『大意』二頁。
- (29) 同。
- (30) 石田雄『日本近代思想史における法と政治』一九七六年岩波書店一七六頁以下。
- (31) 『三二年度版A』一四頁。
- (32) 同一八頁。『三二年度版B』二七頁以下も同旨。
- (33) 『四〇年度版』一九頁以下。
- (34) 同一九頁。
- (35) 『四一年度版』二二頁。

- (36) 穂積八束『憲法提要』上、四四頁以下。
- (37) 石田前掲一六七頁は、この連結を「本来近代自然法的思维の洗礼をうけた法的国家像が未成熟であるところに、わずかでも成立しようとした近代自然法的思维を否定するために進化主義が機能し、さらに進化主義のもつ両刀性——現在の優越者の地位を合理化しようと同時に、これに代るべき新しい勢力の擡頭をも承認せざるをえない——を除去して、有機体の名において現存秩序を合理化しようとするもの」と位置づけている。
- (38) 同一八五頁。
- (39) 同一七五頁以下。
- (40) 先に挙げた部分のほか、『三二年度版A』二頁等にもこうした記述が見られる。但し、石田前掲一七五頁以下が述べるように、穂積自身は『憲法提要』などでも有機体説に批判的な見解を示している。
- (41) 栗城壽夫「一九世紀ドイツ国家有機体論における国民 (Volk) 思想の機能」(磯村哲先生還暦記念論文集『市民法学の形成と展開』上、一九七八年有斐閣所収)は、この点につき「国家に法的人格を認めるか或いは国家を有機体と見るかは、国家有機体論と国家法人論と分つメルクマールにはならない」(一六三頁)とした上で、両者を分つメルクマールを国民の人格を認めるか否かという点に見出している。
- (42) 金孝全前掲四六九頁以下によれば、一九〇八年に加藤弘之の『強者の権利の競争』の翻訳である訳者未詳の『強者の権利競争論』義進社が出ている。
- (43) 梁啓超の朝鮮への影響について、手代木有兎「梁啓超」佐藤慎一編『近代中国の思索者たち』一九九八年大修館書店八七頁等、参照。
- (44) 梁啓超の国家有機体説について、横山英「清末ナショナリズムと国家有機体説」広島大学文学部紀要第四五巻一五七頁以下、参照。
- (45) 土屋英雄編『中国の人権と法』一九九八年明石書店六三頁、参照。
- (46) 佐藤慎一「梁啓超と社会進化論」法学(東北大学)第五九巻第六号一六三頁以下、参照。
- (47) 横山前掲一六六頁以下。
- (48) 山室信一「知の回廊——近代世界における思想連鎖の「前提」——」(溝部英章他『近代日本の意味を問う』一九九二年木鐸社所収)一一三頁以下。

- (49) 金度亨 『大韓帝国期の政治思想研究』 一九九四年지식산문사 一〇〇頁。当時、自然法論ないし契約論と有機体論を対比して取り上げて紹介したものととして、例えば、薛泰熙 「憲法緒言」 大韓協学会報第一卷第三号三〇頁以下、同第五号二八頁以下は両説とそれに対する一般的な批判を紹介し、国家を「一定の土地に定着し固有の権力によって結合される人民の団体」としている。なお、日本でも穂積の講義が同様に両者を対比した説明のしかたをしている。
- (50) 金度亨前掲一〇〇頁。
- (51) 兪星濬 『法学通論』 復刻版（『韓国近代法制史料叢書四 韓国開化期法学教科書一』 一九八一年亜細亜文化社）七五頁。
- (52) 趙聲九講述 『憲法』 一九〇七年の影印（一九八七年図書出版民族文化） 八頁。
- (53) 同二二頁以下。
- (54) 金祥演講述 『憲法』 七頁。なお同著は金孝全前掲四六三頁によれば、一九〇八年に書かれたらしいが、正確な出版年および出版社は同著自体には記されていない。
- (55) 『公法會通』の復刻版は、亜細亜文化社から『韓国近代法制史料叢書三』として一九八一年に出ている。
- (56) Das moderne Völkerecht der civilisierten Staaten als Rechtsbuch dargestellt, Nördlingen 1867, S. 67.
- (57) 伯倫知里著 安鍾和訳 『國家学綱領』 一九〇七年廣學書舖。金孝全前掲四三八頁、参照。
- (58) 『公法會通』は大韓國國制の起草の際にも参考にされた。この点につき、田風徳 『韓国近代法思想史』 一九八〇年博英社一一二頁、崔鍾庫 『韓国の西洋法受容史』 一九八二年博英社三八〇頁、参照。
- (59) 兪致衡 『憲法』 七頁。
- (60) 同一四頁以下。
- (61) 同一八頁。
- (62) 同。
- (63) 同一七頁および二二頁。
- (64) 『三二年度版 A』 三七頁以下、等。
- (65) 同一八頁。
- (66) 同一八頁以下。

- (67) 同二九頁。
- (68) 同三〇頁。
- (69) 同。
- (70) 『三二年度版 B』二〇頁以下では、穂積は総論の部分では土地のみ人民のみを客体とする觀念が歴史的に存在したという指摘にとどまり、詳しい言及は「国土」および「臣民」のそれぞれの章の叙述に譲っている。
- (71) 『大意』三一頁、『二九年度版』四〇頁等。
- (72) 兪致衡『憲法』三七頁。
- (73) 『二九年度版』四七頁以下、等。
- (74) 兪致衡『憲法』四一頁。
- (75) 同四二頁。
- (76) 同。穂積の『三二年度版 A』七一頁にはほぼ同じ記述がある。
- (77) 兪致衡『憲法』四四頁。これも穂積『三二年度版 A』七一頁の記述とほぼ同じである。
- (78) 『三二年度版 A』七二頁。
- (79) 同七三頁以下。
- (80) 同七七頁、『三二年度版 B』一三三頁も同旨。
- (81) 『二九年度版』四五頁、『三二年度版 A』七六頁以下、『三九年度版 B』一三三頁以下、『大意』三八頁以下、等。
- (82) 『大意』三八頁。
- (83) 同三九頁。
- (84) 『二九年度版』四五頁以下。
- (85) 兪致衡『憲法』四一頁。
- (86) 例えば「統治権ハ國ヲ保護スルノカナリ」(『二九年度版』四三頁)、「國ノ主權ハ臣民ヲ保護スル方法ノ一ツナリ」(『三二年度版 A』七二頁)、等。
- (87) 「國家ノ沿革上目的トシテ存在スル所以ハ國民ノ保護ニアリト云フ事ヲ得ベシ」(『三二年度版 B』一二八頁)と
いう説明は、兪の説明に似るが、そこでもここまで踏み込んだ説明にはなっていない。

- (88) 栗城前掲一五二頁。
- (89) 愈致衡『憲法』三一頁。
- (90) 『三二年度版B』一〇三頁。
- (91) 『三二年度版A』五七頁。
- (92) 愈致衡『憲法』四〇頁。
- (93) 中山道子「政治の領域——または『憲法学の領域』についての一考察——(五・完)」国家学会雑誌第一一一卷第三・四号特に八八頁以下、参照。
- (94) 『三二年度版A』一四頁以下。
- (95) 穂積の理論を「近代的」と捉え得るのかには、勿論大きな疑問の余地がある。しかし、「便宜」的とはいえ、公法と私法の区分を用いたかれの理論は、私法とは異なる権力関係として公法領域を説明する点で、私法的な国家観からの訣別としてのドイツの公的國家説を受容したものであり、その限りでは、「近代的」な側面を有するものと位置づけることができる。なお、穂積の公法概念について塩野宏『公法と私法』一九八九年有斐閣一三頁以下、参照。